

## 神戸市墓地経営許可等取扱要綱の一部改正にかかる意見募集の結果及び神戸市の考え方

1. 意見募集期間 2025年11月20日（木曜）から2025年12月19日（金曜）

2. 意見募集の結果 2件（2通）

3. 要綱（案）に関するご意見に対する神戸市の考え方

※ご意見の内容は原文のまま掲載しています。

No.	ご意見の内容	ご意見に対する神戸市の考え方
1	<p>報道によると、近年、日本国内各地で、イスラム教徒の住民が土葬のできる墓地を求めていると聞きます。</p> <p>日本国憲法、世界人権宣言、国際人権規約によれば、国籍を問わず何人にも信教の自由が保障されていること、また、日本国憲法13条ではすべての国民は個人として最大限尊重され幸福追求の権利は尊重されるべきであること、マクリーン事件最高裁判決によれば、「基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としている」と解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべき」ものであります。</p> <p>それらを踏まえれば、各人がどのような埋葬の形を選択するかはその国籍を問わず宗教的な権利であり可能な限り尊重されるべきであることは当然神戸市も承知していると思うが、その前提で意見を出します。</p> <p>1 過去及び現在、神戸市内で、土葬許可について要望、請願、陳情等はあるか。</p> <p>2 本件改正は土葬を許可することに当たるか。</p> <p>3 令和7年時点で神戸市内で土葬が可能な墓地は存在するか。</p> <p>4 土葬ができる墓地の必要性が高まっているのではないか。本件改正の制定過程の議論で、土葬について議論はあったのか。</p> <p>5 神戸市内でもっとも最近の土葬許可は</p>	<p>（本改正の趣旨）</p> <p>現在、本市では、墓地の需給状況や自然環境への影響を伴う乱開発の防止等の観点から、地方公共団体以外による新たな墓地経営を認めていませんが、近年の墓地に対する市民ニーズの変化に対応するため、従来の地形や自然環境を生かした墓地（自然回帰型墓地）に限り、公益財団法人や宗教法人等による新たな墓地経営を認めようとするものです。</p> <p>（土葬について）</p> <p>本改正により新たに定める自然回帰型墓地は、焼骨の埋蔵を前提としており、土葬を許可することにはあたりません。</p> <p>また、本改正の過程で、土葬に関する議論はありませんでした。</p> <p>なお、現在、神戸市内の墓地経営主体から、土葬の実施について相談等はありません。</p>

	<p>いつ行われたのか。明治、大正、昭和、平成、令和で一件もあるか。</p> <p>6 神戸市では戦前からイスラム教徒コミュニティが存在し一定の歴史を保有していると思料するが、その点の神戸市に土葬経験の蓄積はあるか。本件改正にその知見は反映されているか。</p> <p>7 神戸市内の墓地経営体から、土葬の実施について相談、申請等、行政との何らかの話し合いを含めて働きかけはあるか。</p> <p>以上、ご検討ご回答よろしくお願ひします。</p>	
2	<p>宗教法人にまで広げるのは大反対です。</p> <p>理由</p> <p>特に外国人による経営を規制しない場合や、得意な宗教を排除する仕組みがない場合、文化の違いから重大な問題が生じる。</p> <p>特に懸念するのは、</p> <p>①異文化宗教や新興宗教の場合、埋葬条件が守られない可能性がある。(また、隠れ蓑の法人化していることもある)</p> <p>②正しい地域住民への理解の手続きが踏めない可能性がある。(その土地の住民が、その宗教と相容れないかもしれない、宗教法人に認可を与えるということは、今以上に問題化されるし、ましてや、日本文化や風土や社会規範に合わない状況ならばなおさら)</p> <p>③認可後を定点チェックしたり、認可取り消しの法的ルールがない場合、また、あつたとしても抜け穴があり、①②に懸念が生じる。結果的に、日本文化が規律なく壊れていく危険がある。</p>	<p>本市では、従前より「墓地、埋葬等に関する法律」や國の方針に基づき、墓地の経営主体は原則として地方公共団体とし、市長が認める場合、公益財団法人、宗教法人等による墓地経営を認めていますが、墓地の需給状況や自然環境への影響を伴う乱開発の防止等の観点から、地方公共団体以外の経営主体による新規の経営許可は制限していました。</p> <p>今回の改正は、近年の墓地に対するニーズの変化に対応するため、自然回帰型墓地に限り、宗教法人や公益法人等に新規の経営許可を認めるものです。</p> <p>当該許可に際しては、従来の法令等に加え、今回新たに定める「自然回帰型墓地の考え方」で焼骨を埋蔵すること等を条件として定め、これらの基準に則り公正な審査を行います。</p> <p>また、許可後についても、法令等に基づき、墓地管理者から必要な報告を求めることができるほか、違反があった場合には許可取消しの措置を講じることができます。</p>